

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

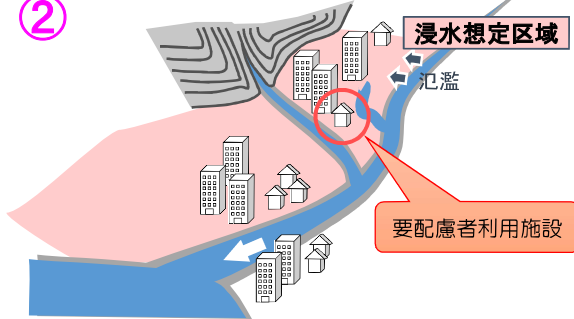
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

①



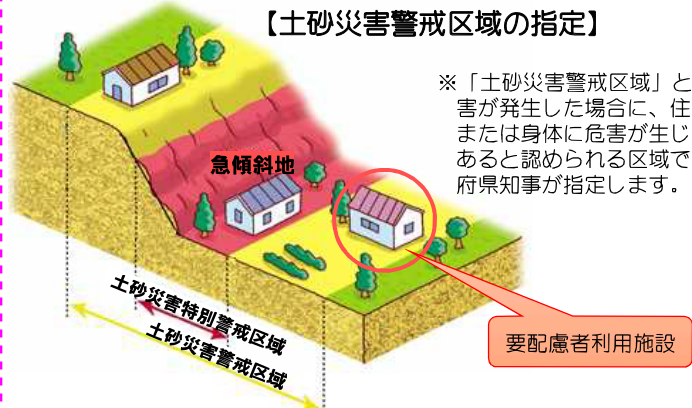
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

③

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

1

避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

長崎県土木部河川課 TEL：095-894-3083
長崎県土木部砂防課 TEL：095-820-4788

※不明な点はこちらまで

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表） URL：<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

1) 平成28年8月 台風10号

死者23名、行方不明者4名（北海道、岩手県ほか）

・高齢者グループホーム 入所者9人全員死亡 など

救えなかった「災害弱者」



台風10号の大雨の影響で川が氾濫し、大きな被害を受けた岩手県岩泉町の高齢者施設。入所者とみられる9人が犠牲になった
—31日午後4時27分

高齢者施設9人死亡

読み解く

「避難指示を出す準備を進めていたが、いつ出そうと、いつ出そうとやわやわしている」

後悔

台風10号による大雨で甚大な被害が出た。岩手県岩泉町では小本川が氾濫、近くのグループホームが濁流のまれ、高齢者9人が死亡した。急激に状況が変わる大雨災害で、自力避難が困難な「災害弱者」の高齢者をどうするか。重い課題が突き付けられた。

【一面参照】

事業者「急な浸水想定外」

氾濫危険水位の設定なし

最多雨量「特別警報」出さず

川増
岩手県岩泉町は、台風10号の5日夕から夜に短時間で増水した。濁流を襲い、9人が屋内の河川の水位暴走で監視していた。小本川の暴走が町役場に直撃し、避難指示はなかった。
小本川は支流、年ごとに洪水が住宅や農地が浸水

平成28年9月1日、西日本新聞

2) 平成29年7月 九州北部豪雨

死者40名、行方不明者2名（福岡県、大分県ほか）

・死者の5割が70歳以上 など

福岡・大分豪雨 1週間

氾濫した主な河川と周辺の被害



九州北部の豪雨は福岡、大分両県境の山あいの集落を直撃し、11日時点で死者は25人になる。身元判明した人の過半数が70歳以上で、災害弱者が犠牲になった形だ。河川の氾濫や土砂崩れに伴う流木で交通網が寸断され一部集落が孤立。被害の全容は不明だが、被害額は福岡県内の土木関係だけで数百億円に上るとみられる。

河川氾濫、被災の全容不明

土木被害は数百億円超 高齢の災害弱者犠牲に

気象庁によると、6日までの24時間雨量は、福岡県朝倉市545.5mm、大分県日田市370.0mmでいずれも観測史上最大だった。身元が判明した犠牲者19人は1〜87歳の男女で、うち10人が70歳以上、60代も4人いた。

朝倉市では川が氾濫し、松末小の児童ら約50人が学校で一時孤立した。日田市では、「土砂ダム」などにより、最大約540人が孤立した。

福岡県によると、土木関係の被害は、国道が損壊するなど、8カ所が被災し、や流失も22カ所、日田市では、花月川、JR久大本線の復旧には、復旧は困難な地域もあり、深刻とみられる。大量の災害廃棄物課題だ。

平成29年7月12日、長崎新聞

3) 平成30年7月 西日本豪雨

死者・行方不明者 220 人超（関西地方～九州地方ほか）

- ・死者の7割が60歳以上
- ・避難訓練を実施していた老人ホーム 犠牲者なく全員救助



西日本豪雨による被害や、明らかになった7人の土砂災害などについて、うち、60歳以上が約7割を、共同通信の調べで算出した。同日、共同通信が明らかにした。

15日午後3時41分、岡山県倉敷市

犠牲7割が60歳以上

自力避難、情報伝達に課題

た、高齢者の死亡が自主、自力避難が困難だった。高齢者の死亡が自主、自力避難が困難だった。高齢者の死亡が自主、自力避難が困難だった。

死者数	安否不明者数	計
1	0	1
1	0	1
5	0	5
0	2	2
2	0	2
0	1	1
0	1	1
0	1	1
1	0	1
8	3	11

※死者数は警察発表数と一致。安否不明者は共同通信調べの数。

平成30年7月10日，長崎新聞

平成30年7月10日，長崎新聞

西日本豪雨

水が引くと、泥にまみれた無残な町の姿が現れた。9日朝にかけ西日本豪雨の被災各地で、深刻な状況が明らかになった。犠牲者は100人を超えた。長雨から一転、梅雨明けで太陽が照りつける厳しい暑さ。捜索活動は一刻を争い、懸命に続く。「どうか早く」。父の行方が分からない女性が目を見詰めて見守った。寸断されたままの道路、被害の全貌はいまだ見え、「水も食料も尽きそう」と不安の声が漏れた。

老人ホーム、一時孤立

岡山・倉敷

堤防の決壊で全面積の約3割が浸水した岡山県倉敷市真備町地区では、一部の推計約4600戸が水に漬かっていた。「バジャマのまま逃げた」。濁流が押し寄せた老人ホームでは6日深夜から、とっさの判断で高齢者を避難させた。だがその後、孤立状態に。救助を待つ間、職員や避難者らが夜通しで協力し緊迫した状況を乗り切った。

6日午後10時半すぎ、真備町川辺の老人ホーム「シールバマンションひまわり」に勤務する小野可津子さん(51)のスマートフォンが緊急連絡網のメッセージが届いた。近くの系列施設の周辺の水位が一気に上昇し、人が入るのを躊躇してのひまわりに避難させるとの内訳約4600戸が水に漬かっていた。この時点で道路は通行不能。自宅から徒歩で車を走らせ、この時点で道路は通行不能。自宅から徒歩で車を走らせ、この時点で道路は通行不能。自宅から徒歩で車を走らせ、この時点で道路は通行不能。

7日午後になってようやく自衛隊のボートが到着。かっぱと救命胴衣を身に着けた避難者らは3階の非常階段から、抱えられるようにして運び出された。10人ほどが乗れるボートが何往復もして、ようやく全員が救助が完了した。

小野さんは「最近やった避難訓練が役に立った。大変だったが、みんながお互いを思い合って行動していたのが良かった」と胸をなで下ろした。

(記事の一部を拡大)

○豪雨災害等からの『逃げ遅れゼロ』へ → **避難確保計画の作成に着手して下さい**

水防法改正（H29.6.19）により、

- ・ 避難確保計画の作成
- ・ 作成した避難確保計画に基づく
避難訓練の実施

が**施設管理者の義務**となっております。

作成を難しく思われている方をおられるかもしれませんが、
しかし、国土交通省よりひな形が公表されており、
想像されるよりも容易に作成ができると思います。
不明な点は市役所等へ相談もできますので
まずは作成に着手してみてください。

①まずは国土交通省のホームページの該当箇所を開く。

→ **国土交通省 要配慮者** で **検索**

(URL <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)



②計画作成の手引き別冊を印刷

→これに従い作成を進める。
(必要に応じて手引きの方は
閲覧, 印刷)

③計画作成のひな形(エクセル)
をダウンロード

④ダウンロードしたエクセルファイル
へ必要事項を入力

→施設名, 従業員数, 利用者数,
対象河川, 避難所 などを入力
すれば避難確保計画ができあがる。

⑤記載事項で不明な点は市役所や、
県の各振興局等へ相談をしてください

→施設管理者により主体的に作成し
て頂く必要はありますが、不明な点
は問い合わせください。
市：ハザードマップ, 避難所など。
県振興局：浸水想定図, 避難判断水位
など。

メニュー 自衛水防(企業防災) トップ 地下空間の浸水対策 要配慮者利用施設の浸水対策 工場・事務所等の浸水対策 災害情報普及支援室一覧

自衛水防(企業防災)について
要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H30.3末)

- 水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 50,481
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 8,948
- 都道府県別の作成状況(PDF:32KB)
- 市町村別の作成状況(PDF:140KB)

お役立ち情報

避難確保計画作成の手引き(水防法)

- 要配慮者利用施設 (PDF:534KB、DOC:1.41MB)、医療施設等 (PDF:73KB、DOC:1.41MB)
- 計画作成の手引き別冊 (PDF:2.05MB)、計画作成のひな形 (DOC:497KB、XLS:268KB)
- 既存の計画への追記による避難確保計画の作成 (PPTX:102KB)
- 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) (PDF:11.21MB)
- 講習会の企画調整及び運営マニュアル～要配慮者利用施設 避難確保計画の着実な作成に向けて～ (PDF:26.77MB)

<活用ツール>

- 講習会資料フォーマット(座学)PPT:34.84MB
- 講習会資料フォーマット(ワールドカフェ)PPT:3.72MB
- 講習会資料(参考:モデル都市版:座学)PPT:85.96MB
- 講習会資料(参考:モデル都市版:ワールドカフェ)PDF:1.31MB

避難確保計画作成の手引き(津波防災地域づくりに関する法律)

- 要配慮者利用施設 (PDF:351KB DOC:224KB)
- 医療施設等 (PDF:359KB DOC:231KB)

水防法・土砂災害防止法の改正について [【避難確保計画作成の手引き\(土砂災害防止法\)はこちら】](#)

- 都道府県・市町村の担当者向け (PDF:413KB)
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け (PDF:417KB)
- 水防法等に基づく取組状況 (PDF:58KB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 名	昼間 名	休日	休日
夜間 名	夜間 名	名	名

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	
洪水予報・河川水位	
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	

(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ市町村と調整した事項について、市町村に報告する。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保			

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり <u> ℓ </u> ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u> 食分 </u> ） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> そのほか（ ）

8 防災教育及び訓練の実施

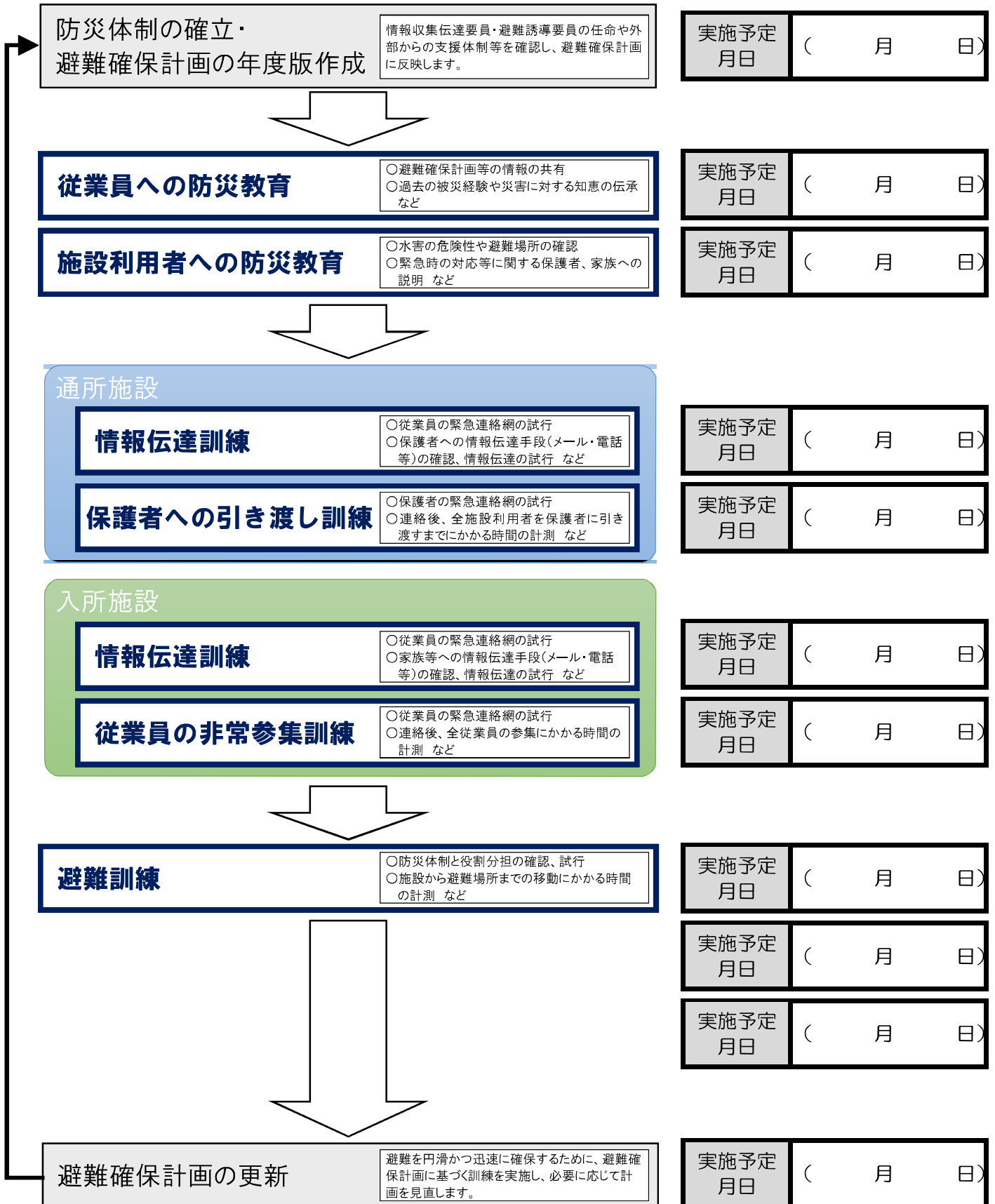
- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

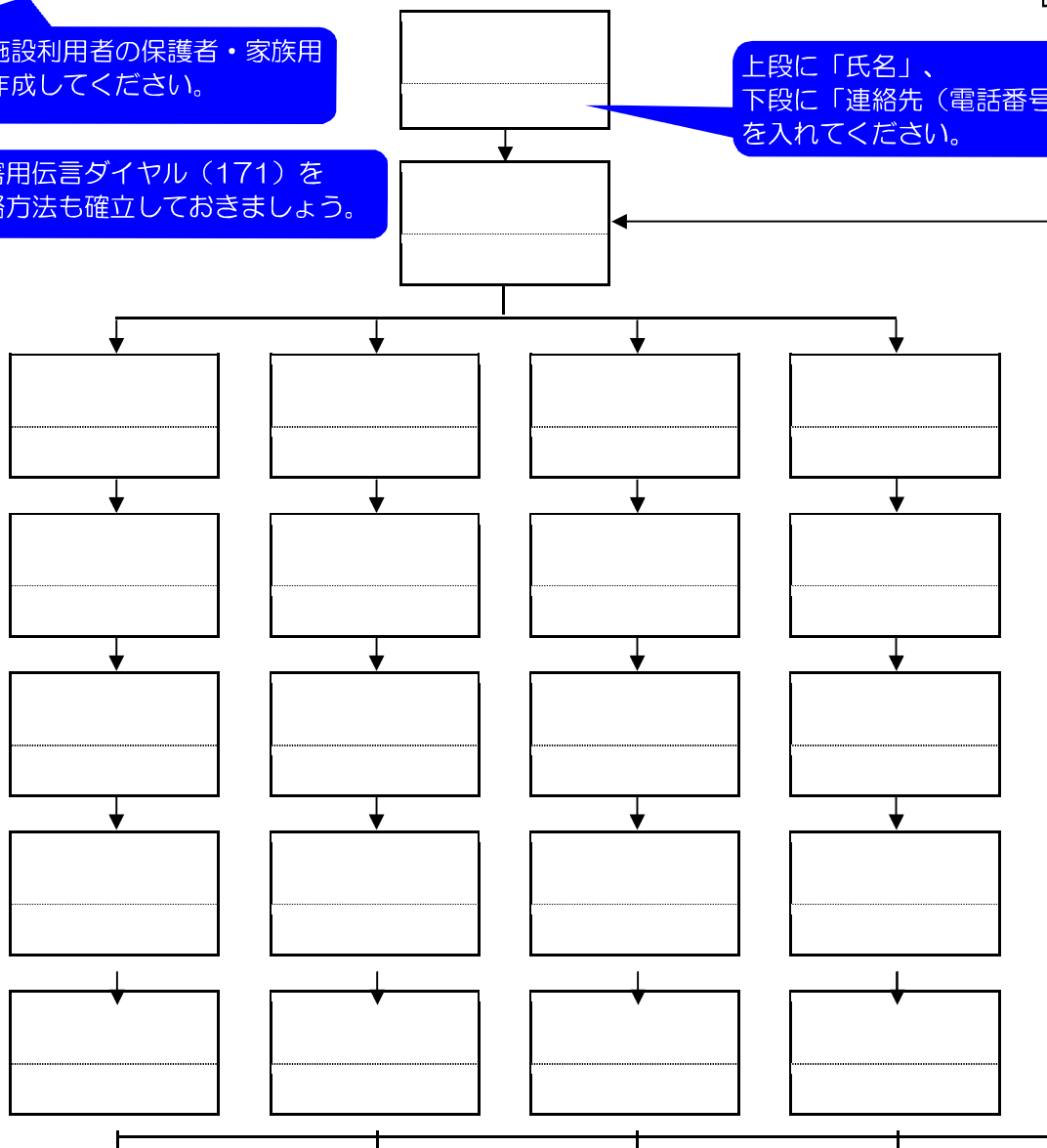
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難場所へ移動
 1.単独歩行が可能 2.介助が必要 3.車いすを使用 4.ストレッチャーや担架が必要 5.その他
 そのほかの対応

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 () 班員 () 名 ・ ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2 「自衛水防組織装備品リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、 携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 （タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料